



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？
「もの言う」自由を守る会
ニュース17号
2020年9月15日



〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
☎ 0584(81)5105 Fax 0584(74)8613

7月23日 4周年総会+記念講演

緒方靖夫さん、熱く語る

今後の裁判が大きく展開していくことが予想される中、4周年を迎えた「もの言う」自由を守る会総会は、「緒方宅盗聴事件」の当事者である日本共産党副委員長、緒方靖夫さん(元参議院議員、当時党国際部長)が記念講演を行いました。

1986年に発覚した警察による自宅電話盗聴事件の詳細が語られ、臨場感にあふれたものでした。

だれにとっても盗聴などされたくない、警察に監視されたくないという当たり前の感情を裁判によって国や警察にきちんと認めさせていくことが大切だと訴えられました。

特に、緒方さんは大垣の裁判で「個人情報抹消」を求めている点について、「僕にはできなかったこと、ほんとうに

先進性を感じるし、この裁判を自分も連帯して、これからいっしょにこの闘いをやっていきたい。その決意を今日、総会で固めました。」と熱く語られました。

緒方さんは、この講演にあたって資料集などを読み込み、訴状や書証の内容にまで踏み込んで、事前に問い合わせをしてこられ、並々ならぬ高い関心をもたれたようです。

やはり、大垣警察事件の裁判は全国的にも注目される内容であり、その先進性ゆえに困難さもあることを再確認し、緒方さんの国連への訴えや幅広い裁判の闘いに学び、がんばっていこうと感想や意見が活発に出されました。(船田)

決とその現代的
講師: 緒方靖夫



講演録

2020.7.23 「もの言う」自由を守る会 4周年総会 記念講演
緒方宅盗聴事件 「高裁判決とその現代的意義」

(A4判本文20ページ、頒価300円。お申込み・お問合せは事務局まで)

4周年総会 報告

～裁判の山場を迎える一年！新型コロナの影響下、
活動全体を停滞させない工夫と努力で更なる闘いを～

新型コロナ対策のため会場の定員が制限される中、第2会場や遠隔地会員をオンラインで繋ぐことで、100名近くの参加者で開催されました。

初めに、稲葉共同代表からこの一年間の活動へのお礼と今後の運動への決意が述べられました。

裁判の経過報告では、岡本弁護団副団長から3周年総会以降の裁判の経過と今後について報告がありました。新たな構成となった裁判所は、被告側の「特に



予定はない」という態度を踏まえて、原告側に証拠調べの予定を具体的に出すよう求めてくるなど、裁判も

いよいよ佳境に入ってきた事が強調されました。裁判の山場を迎えるこの一年間を、原告、「もの言う」自由を守る会とともに弁護団もより一層気を引き締めて裁判に取り組むことを訴えて、今後について決意を述べられました

続いて事務局より一年間の活動と今後の活動について報告がありました。

1、「国賠請求訴訟」と「個人情報抹消請求訴訟」が併合され、内容を改めた『新しい署名』が開始された。

2、裁判傍聴の人数制限がある中、傍聴

と「控え」集会の振り分けの工夫や、報告集会などの工夫・改善を行った。

3、「もの言う」自由を守る会ニュースの4回の発行や「基本資料集」改訂版の発行など「知って頂く」活動を行った。

特別報告として国民救済会の加藤事務局長からこの「大垣警察



市民監視事件」を全国の組織と会員で取り組んでいる報告と、ともに闘う決意が述べられました。

最後に事務局と原告から、裁判も新しい局面に入り、これからの一年間、特に2020年末までの半年間の活動が重要になっていることが確認されました。署名活動や会員拡大を通じて全国のともに闘う皆さんと力を合わせて「新しい活動形態」を力に積極的に取り組むことが提起されて確認して総会を終えました。

～ ～ ～ ～ ～ ～

記念講演を受けて、横山共同代表が閉会の挨拶をされました。

重要な裁判を闘うことの意義を訴え、併せてご自身

の決意を述べられました。（小倉）



裁判の現状と展望

岡本浩明・弁護団副団長

直近6月15日の裁判期日では、被告国の準備書面に対する反論と、特定秘密に関する準備書面を提出した。後者は、どのような情報を特定秘密に指定したのかは国が公表し、特定秘密ではあってもある程度どのような情報であるのかを明らかにしているのに、本件では、特定秘密とは程遠いにもかかわらず、被告県や国が原告らのどのような情報を有しているのかを全く明らかにしないのは不当だ、という内容のものである。

被告らは、最近では、以前にも増して、ほとんど主張も立証もしない。

原告側もそろそろ主張は尽きるころであり、いよいよ証拠調べ手続に入る段階にきている。こちらは、もちろん原告4名を証人申請した。原告の意見陳述書の完成を急いでいる。

また、大垣警察や岐阜県警、さらには警察庁も含め、関わった警察官を証人として申請している。被告県や国は、事実の認否も反論も全くせず、ただ警察法2条1項を盾にとって抽象論に終始している。これでは、裁判の基礎となる「事実」が全く明らかにならない。このような被告らの態度からしても、当時、本件に関わった警察官らを証人として法廷に呼び出し、何があったのかを尋問する必要がある。ただ、裁判所は、基本的には証人を採用し

たがらない。裁判の当事者だけで十分だと考えがちである。警察官であればなおさらであろう。

そこで、本件の近々の課題は、これら警察官の証人尋問の必要性を、いかに裁判所に理解させるかである。裁判所が証人の必要性を理解すれば、被告らが反対しようとも、証人尋問を実施するであろう。本件情報収集等が警察の組織ぐるみで行われていることは明らかである。そこで、弁護団は、裁判所に対し、大垣警察、岐阜県警、警察庁の各警察官について、その証人としての必要性を丹念に主張していく予定である。ここは、第一審の山場といえるであろう。裁判所の壁を突破して、証人が採用されるよう、弁護団として力を尽くす決意である。

.....

7月29日に続いて10月14日も“進行協議”となり、公開法廷での口頭弁論期日が入っていません。10月14日11時から行われる“進行協議”の後に、当日の裁判所の姿勢を報告し、裁判の現段階や展望の説明を行い、併せて皆さまの率直な疑問やご意見を、弁護団・原告・「もの言う」自由を守る会スタッフが、しっかり受け止める機会を設けたいと思います(下欄参照)。「皆でともに闘う裁判」としていくため、是非ご参加下さい。

10月14日(水) 13:00～ 裁判報告決起集会
～大垣警察市民監視違憲訴訟の現状、今大切なこと～

場所:じゅうろくプラザ(JR岐阜駅西隣)5階 中会議室2

「佛教タイムス」に掲載される

仏教界の情報紙である「佛教タイムス」に、傳香寺住職である自分（松島）が原告となっているこの訴訟について、7月23日の総会の様子とともに紹介された。「公安警察が市民を萎縮させる監視行為をするならば、それは戦前の特高警察の動きと相似する」。かつて仏教界の多くが教団を挙げて戦争協力に走った歴史があった。大垣警察市民監視事件を取り上げた記者の思いを感じる。（松島）



国連自由権規約委員会へのNGO共同レポートで言及

緒方さんの講演の中でも、国際社会に働きかけることの重要性が指摘された。

共謀罪法が成立した直後、弁護士らがNGO15団体の賛同を得て国連自由権規約委員会に通報を行い、2017年11月に自由権規約委員会から日本政府に出された事前質問書（自由権規約の順守に関する懸念を挙げたもの）に共謀罪を含めることができた。

締約国は定期的に国連自由権規約委員会の審査を受ける。今年10月に「日本審査」が行われる予定だった（つい最近、コロナの関係で延期が決定）。審査では、事前質問書への日本政府の回答を基に委員が質問し、懸念が払拭されなければ日本政府に「勧告」が出される。勧告は事前質問書に範囲に限られるが、ど

ういう実態があり、どういう勧告を求めるとかについて、NGOがレポートを出し、働きかけを行うことができる。

秘密法・共謀罪・表現の自由について活動しているNGOの共同レポートを作成・提出しようという呼びかけが「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」にあった。このレポート作成の話し合いに参加して、レポート中で大垣警察市民監視事件のこと、及び公安警察が法令上の根拠なしに活動している実態に言及することができた。

「日本審査」は延期されたが、作成したNGO共同レポートは、近々提出し、規約委員会委員への働きかけを始めるとともに、日本国内の多くの市民運動関係者にも拡げていく予定だ。（近藤）

「もの言う」自由を守る会
年会費：個人1000円、団体3000円

《振込先》 ゆうちょ銀行
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

ウェブ QRコード

